

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市教育委員会は学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分市教育委員会

公表日

令和6年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
②事務の概要	学校保健安全法の規定に基づき、学校における児童生徒の健康を増進するため、市立小中学校に在籍する児童生徒のうち要保護者又は準要保護者である者が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合、医療に要する費用の援助を行います。 この医療に要する費用の援助に関する事務の実施に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」といいます。)の規定に基づき、援助の対象となる者の認定に関する事務において特定個人情報を利用します。
③システムの名称	学齢簿・就学援助システム
2. 特定個人情報ファイル名	
学齢簿・就学援助システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表40の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	照会 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項 提供 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42・125・161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市教育委員会体育保健課
②所属長の役職名	教育委員会事務局教育部体育保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課情報公開室 住所:大分市荷揚町2番31号 電話: 097-537-5797
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市教育委員会 体育保健課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 TEL:097-537-5983

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署①部署 ②所属長	①部署 大分市教育委員会スポーツ・健康教育課 ②所属長 スポーツ・健康教育課長 永田 佳也	①部署 大分市教育委員会体育保健課 ②所属長 体育保健課長 西川 幸宏	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	大分市教育委員会 スポーツ・健康教育課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 TEL:097-537-5611	大分市教育委員会 体育保健課 870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 TEL:097-537-5983	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②所属長 体育保健課長 西川 幸宏	②所属長の役職名 教育委員会事務局教育部次長兼体育保健課長	事後	人事異動及び様式変更に伴う記載内容の変更
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	②所属長の役職名 教育委員会事務局教育部次長兼体育保健課長	②所属長の役職名 教育委員会事務局教育部体育保健課長	事後	人事異動に伴う記載内容の変更
令和2年5月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	再集計に係る記載内容の変更
令和2年5月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	再集計に係る記載内容の変更
令和3年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	エクセルファイル	学齢簿・就学援助システム	事前	学齢簿・就学援助システム導入に係る記載内容の変更
令和3年4月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	医療券システム(エクセル)	学齢簿・就学援助システム	事前	学齢簿・就学援助システム導入に係る記載内容の変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠):27の項(別表第2における情報照会の根拠):38の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令における情報照会の根拠):第24条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠):27の項(別表第2における情報照会の根拠):38の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令における情報照会の根拠):第24条	事前	事前通知事項
令和6年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	学校保健安全法の規定に基づき、学校における児童生徒の健康を増進するため、市立小中学校に在籍する児童生徒のうち要保護者又は準要保護者である者が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合、医療に要する費用の援助を行います。 この医療に要する費用の援助に関する事務の実施に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。.)の規定に基づき、援助の対象となる者の認定に関する事務において特定個人情報を利用します。	学校保健安全法の規定に基づき、学校における児童生徒の健康を増進するため、市立小中学校に在籍する児童生徒のうち要保護者又は準要保護者である者が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合、医療に要する費用の援助を行います。 この医療に要する費用の援助に関する事務の実施に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。.)の規定に基づき、援助の対象となる者の認定に関する事務において特定個人情報を利用します。	事後	法令改正
令和6年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の項番27	番号利用法第9条第1項 別表40の項	事後	法令改正
令和6年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第2における情報提供の根拠):27の項(別表第2における情報照会の根拠):38の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令における情報照会の根拠):第24条	照会 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表63の項 提供 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42・125・161の項	事後	法令改正